

# 鳥取県公報

平成 27 年 12 月 25 日(金) 号外第 1 2 2 号

毎週火・金曜日発行

			目	次		
$\Diamond$	条	例	鳥取県住民基本台帳法施行条例の一	一部を改正する条例 (64)	(地域振興課)	
$\Diamond$	規	則	鳥取県住民基本台帳法施行細則の一	一部を改正する規則 (60)	(地域振興課)	• • • • • 5

#### -----公布された条例のあらまし<del>-----</del>

#### ◇鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民基本台帳法の一部が改正され、本人確認情報を利用することができる事務が追加されたことに伴い、所 要の改正を行う。

- 2 条例の概要
  - (1) 本人確認情報を利用することができる事務について定めた規定から住民基本台帳法の規定により本人確 認情報を利用することができる事務を削る。
  - (2) 施行期日は、平成28年1月1日とする。

### -----公布された規則のあらまし----

- ◇鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正について
- 1 規則の改正理由

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の規定により本人確認情報を利用することができる事務について定める 規定について、所要の整理を行う。
  - (2) 施行期日等
    - ア 施行期日は、平成28年1月1日とする。
    - イ 鳥取県住民基本台帳法施行条例の条項を引用する規則について、所要の規定の整理を行う。

# 例

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年12月25日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第64号

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(本人確認情報を利用することができる事務)	(本人確認情報を利用することができる事務)
第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で	第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で
定める事務は、次に掲げるものとする。	定める事務は、次に掲げるものとする。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
	(5) 地方税法(昭和25年法律第226号) 若しくは
	鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)によ
	る県税の賦課徴収(当該県税に係る延滞金、過少
	申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処
	<u>分費の徴収を含む。)又は犯則事件の調査に関す</u>
	<u>る事務であって規則で定めるもの</u>
<u>(5)</u> 略	<u>(6)</u> 略
<u>(6)</u> 略	<u>(7)</u> 略
	(8) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168
	号)による同法第4条第1項若しくは第2項の交
	付又は同法第5条第1項の訂正に関する事務で
	あって規則で定めるもの
<u>(7)</u> 略	<u>(9)</u> 略
<u>(8)</u> 略	<u>(10)</u> 略
<u>(9)</u> 略	<u>(11)</u> 略
<u>(10)</u> 略	<u>(12)</u> 略
<u>(11)</u> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	(13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
(昭和46年厚生省令第35号)による <u>同令</u> 第9条第	(昭和46年厚生省令第35号)による <u>同省令</u> 第9条
2号又は <u>同令</u> 第10条の3第2号の指定に関する事	第2号又は同省令第10条の3第2号の指定に関す
務であって規則で定めるもの	る事務であって規則で定めるもの
(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	
の施行のための規則による事務であって規則で定	
めるもの	
<u>(13)</u> 略	(14) 略
	(115) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例
	(昭和34年鳥取県条例第49号) による同条例第6
	条第2項の決定又は同条例第9条の5第3項若し
	くは第19条第3項の意見の申出に関する事務で
	<u>あって規則で定めるもの</u>

(14) 略

<u>(15)</u> 略

(16) 略

<u>(17)</u> 略

(18) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 鳥取県税条例による同条例第88条第1項、第 105条第1項又は第106条第1項の不動産取得税の 課税の特例に関する事務であって規則で定めるも

(22) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (昭和58年鳥取県規則第18号) による同規則第8 条第5項の指定又は同規則第9条第2項の届出に 関する事務であって規則で定めるもの

(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)

定める執行機関は、監査委員とし、同号に規定する 条例で定める事務は、地方自治法(昭和22年法律第 67号) による同法第242条第1項の請求に関する事 務であって規則で定めるものとする。

(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)

第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で 第3条 法第30条の15第2項に規定する条例で定める 執行機関は、監査委員とし、同項に規定する条例で 定める事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号) による同法第242条第1項の請求に関する事務で あって規則で定めるものとする。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

## 則

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年12月25日

鳥取県知事 平 井

## 鳥取県規則第60号

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県住民基本台帳法施行細則(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後	
改 正 後	改正前
(条例第2条の規則で定める事務)	(条例第2条の規則で定める事務)
第1条の2 略	第1条の2 略
2~4 略	$2\sim4$ 略
	5 条例第2条第5号の規則で定める事務は、次のと
	<u>おりとする。</u>
	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号) 若しくは
	鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)によ
	る県税の賦課徴収(当該県税に係る延滞金、過少
	申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処
	分費の徴収を含む。)及び地方税法第48条に規定
	する徴収又は滞納処分に関する次に掲げる者(当
	該者が法人(法人でない社団又は財団で代表者又
	<u>は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社</u>
	団等」という。) を含む。以下同じ。) である場
	合は、当該法人(当該法人が合併した場合には合
	併後存続する法人又は合併により設立した法人
	を、当該法人が分割(法人税法(昭和40年法律第
	34号) 第2条第12号の10に規定する分社型分割を
	除く。) した場合には当該分割により事業を継承
	した法人を含む。)の役員(人格のない社団等の
	代表者又は管理人を含む。) 又は清算人) の生存
	の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認
	ア 納税者、特別徴収義務者若しくは納税義務者
	又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他
	の納税義務があると認められる者(以下「納税
	者等」という。) 又はこれらの相続人
	イ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先
	取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利
	ウ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担
	エ 納税者等の財産を占有する第三者及びこれを

る第三者

- オ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、 は納税者等から財産を取得したと認めるに足り る相当の理由がある者
- カ 納税者等の財産を所持すると認めるに足りる 相当の理由がある納税者等の親族その他の特殊 関係者
- キ アからカまでに掲げる者のほか、地方税法の 規定による徴税吏員の県税の賦課徴収に関する 調査の必要があると認められる者
- ク 鳥取県税条例第137条の2第1項第1号に規 定する身体障害者等又は当該身体障害者等と生 計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常 時介護する者
- (2) 地方税法による県税に関する犯則事件の犯則 嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名、住所若 しくは生年月日の確認
- (3) 地方税法第17条による県税に関する還付を受 けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の 確認
- 5 条例第2条第5号の規則で定める事務は、次のと 6 条例第2条第6号の規則で定める事務は、次のと おりとする。

(1)・(2) 略

- 用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれ かに該当するものに関する事業(都市計画法(昭和 43年法律第100号) 第69条の規定によりみなされる ものを含む。) の用に供するための土地(当該土地 が埋立て又は干拓により造成されるものであるとき は、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底 を含む。) 若しくは当該土地の上にある立木、建物 その他土地に定着する物件について所有権を有し、 又は所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は 氏名若しくは住所の確認とする。
- 8 条例第2条第8号の規則で定める事務は、次のと おりとする。
  - (1) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168 号) 第4条第1項若しくは第2項の交付の申請の 受理又はその申請に係る事実についての審査
  - (2) 戦傷病者特別援護法第5条第1項の訂正の届 出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- おりとする。

(1)・(2) 略

<u>8</u> 条例<u>第2条第8号</u>の規則で定める事務は、浄化槽 <u>10</u> 条例<u>第2条第10号</u>の規則で定める事務は、浄化槽

- おりとする。
  - (1)・(2) 略
- 6 条例第2条第6号の規則で定める事務は、土地収 7 条例第2条第7号の規則で定める事務は、土地収 用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれ かに該当するものに関する事業(都市計画法(昭和 43年法律第100号) 第69条の規定によりみなされる ものを含む。)の用に供するための土地(当該土地 が埋立て又は干拓により造成されるものであるとき は、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底 を含む。) 若しくは当該土地の上にある立木、建物 その他土地に定着する物件について所有権を有し、 又は所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は 氏名若しくは住所の確認とする。

- 7 条例 $\underline{\mathbf{6}}$ 2条第7号の規則で定める事務は、次のと $\underline{\mathbf{9}}$  条例 $\underline{\mathbf{6}}$ 2条第9号の規則で定める事務は、次のと おりとする。
  - (1)・(2) 略

- 法(昭和58年法律第43号)第7条第1項に規定する 法(昭和58年法律第43号)第7条第1項に規定する 浄化槽管理者と認められる者の生存の事実又は氏名 若しくは住所の確認とする。
- 9 条例<u>第2条第9号</u>の規則で定める事務は、次のと 11 条例<u>第2条第11号</u>の規則で定める事務は、次のと おりとする。
  - (1)・(2) 略
- 10 条例<u>第2条第10号</u>の規則で定める事務は、次のと 12 条例<u>第2条第12号</u>の規則で定める事務は、次のと おりとする。
  - (1)・(2) 略
- |11 条例第2条第11号の規則で定める事務は、次のと |13 条例第2条第13号の規則で定める事務は、次のと おりとする。
  - (1) (2) 略
- 12 条例第2条第12号の規則で定める事務は、次のと おりとする。
  - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (昭和58年鳥取県規則第18号) 第8条第5項の指 定の申請の受理又はその申請に係る事実について の審査
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 第9条第2項の届出の受理又はその届出に係る事 実についての審査
- 吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正12 年鳥取県令第55号) による恩給を受ける権利を有す る者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事 実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- |14 条例第2条第14号の規則で定める事務は、次のと |16 条例第2条第16号の規則で定める事務は、次のと おりとする。
  - (1)・(2) 略
- 15 条例第2条第15号の規則で定める事務は、鳥取県 17 条例第2条第17号の規則で定める事務は、鳥取県 営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年 その申請に係る事実についての審査とする。

- 浄化槽管理者と認められる者の生存の事実又は氏名 若しくは住所の確認とする。
- おりとする。
  - (1)・(2) 略
- おりとする。
  - (1)・(2) 略
- おりとする。
  - (1) (2) 略

- 13 条例第2条第13号の規則で定める事務は、鳥取県 14 条例第2条第14号の規則で定める事務は、鳥取県 吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正12 年鳥取県令第55号) による恩給を受ける権利を有す る者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事 実又は氏名若しくは住所の確認とする。
  - 15 条例第2条第15号の規則で定める事務は、次のと おりとする。
    - (1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例 (昭和34年鳥取県条例第49号)第6条第2項の決 定に係る申込みの受理又はその申込みに係る事実 についての審査
    - (2) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第 9条の5第3項の意見の申出の受理又はその申出 に係る事実についての審査
    - (3) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第 19条第3項の意見の申出の受理又はその申出に係 る事実についての審査
  - おりとする。
    - (1)・(2) 略
  - 営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年 鳥取県条例第24号)第12条の許可の申請の受理又は │ 鳥取県条例第24号)第12条の許可の申請の受理又は │ その申請に係る事実についての審査とする。

|16 条例第2条第16号の規則で定める事務は、次のと|18 条例第2条第18号の規則で定める事務は、次のと おりとする。

 $(1)\sim(4)$  略

- 活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条 例第5号) 第15条の資金の貸付けその他の援助の申 請の受理又はその申請に係る事実についての審査と する。
- <u>18</u> 条例<u>第2条第18号</u>の規則で定める事務は、次のと <u>20</u> 条例<u>第2条第20号</u>の規則で定める事務は、次のと おりとする。

 $(1)\sim(4)$  略

おりとする。

 $(1)\sim(4)$  略

- 17 条例第2条第17号の規則で定める事務は、消費生 19 条例第2条第19号の規則で定める事務は、消費生 活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条 例第5号) 第15条の資金の貸付けその他の援助の申 請の受理又はその申請に係る事実についての審査と する。
  - おりとする。

 $(1)\sim(4)$  略

- 21 条例第2条第21号の規則で定める事務は、鳥取県 税条例第88条第1項、第105条第1項又は第106条第 1項の申告書に係る事実についての審査とする。
- 22 条例第2条第22号の規則で定める事務は、次のと おりとする。
  - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (昭和58年鳥取県規則第18号) 第8条第5項の指 定の申請の受理又はその申請に係る事実について の審査
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 第9条第2項の届出の受理又はその届出に係る事 <u>実についての審査</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正)

2 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改 正する。

第4条第2項ただし書、第14条の2第2項ただし書、第16条第4項ただし書及び第5項ただし書、様式第3 号、様式第17号の2、様式第20号並びに様式第24号中「第2条第18号」を「第2条第16号」に改める。 (鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

3 鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)の一部を次のように改正する。 第9条第5項及び第10条第5項中「第2条第16号」を「第2条第14号」に改める。